

今後の流れ(案)

今後の流れの検討(これまでの確認)

検討会議設置要綱より

(目的)

第1条 東部海浜開発事業について、客観的かつ多角的な視点から精査するとともに公平公正な観点から情報を公開するため東部海浜開発事業検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を担当する。

- (1)東部海浜開発事業に係る資料等の精査及び公開に関すること。
- (2)市民等の意見聴取に関すること。
- (3)その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

これからおこなうこと

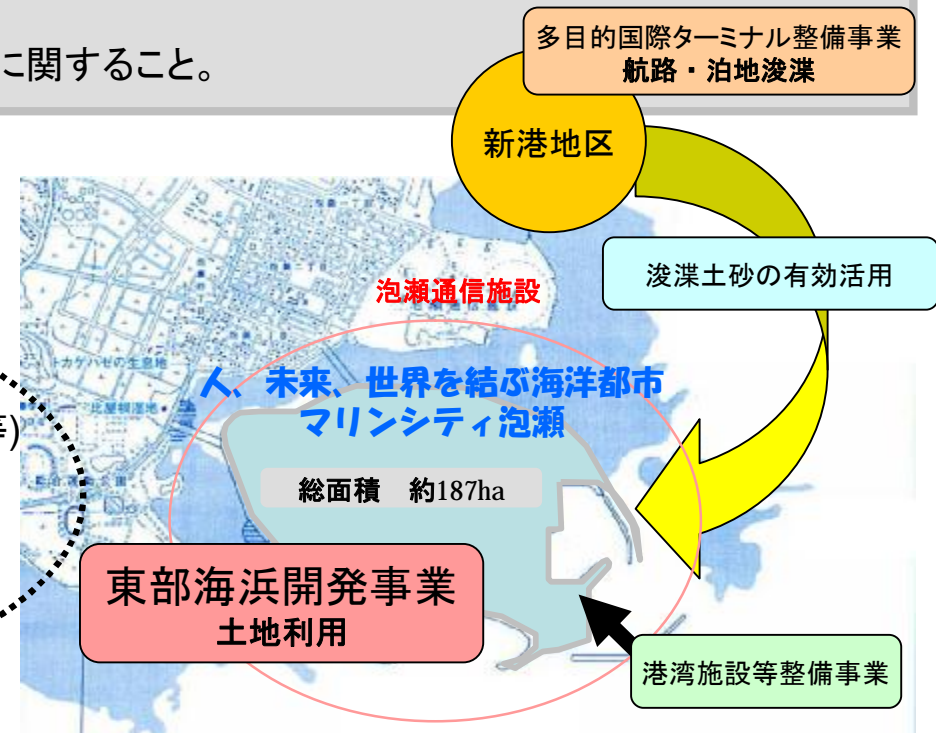
資料等の精査と公開

関連図の疑問点の解消、課題の整理等、視察(新港地区等)

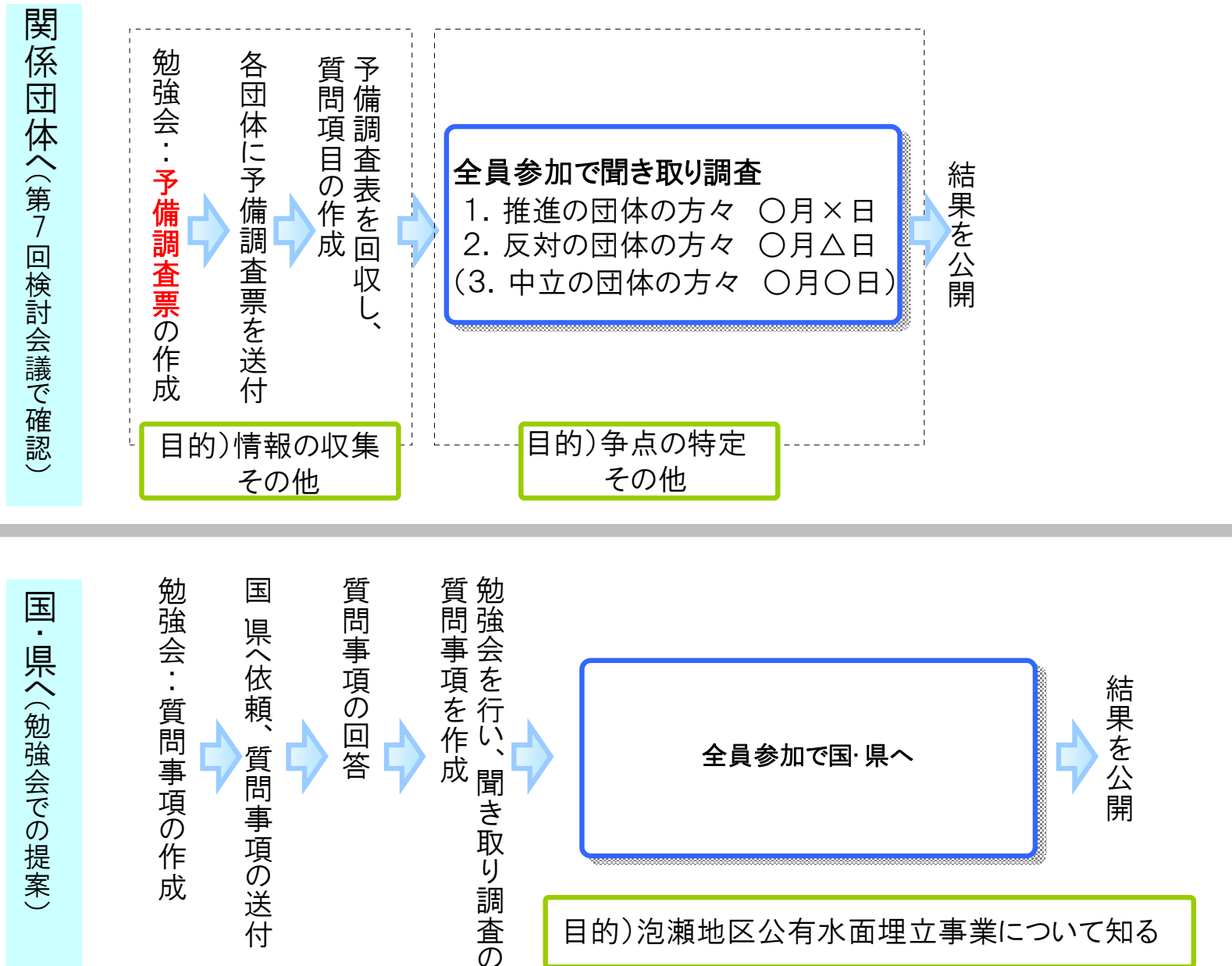
市民等の意見聴取

ヒヤリング、インタビュー、アンケート等

その他



市民等意見聴取の流れ(これまでの確認)



今後の予定(案)

	実施及び予定	主な内容
第5回	3月17日	現地視察
第6回	4月14日	視察の総括、市民等意見聴取について、等
第7回	4月27日	市民等意見聴取について、今後の流れ等
勉強会		聞き取り調査のための勉強会
第8回	5月25日	市民等意見聴取について、新港地区視察について等
第9回	6月4日予定	新港地区視察、総括等
第10回	6月後半	聞き取り調査の質問項目決定のための勉強会
第11回	7月前半	聞き取り調査
第12回	7月中旬	聞き取り調査報告のための勉強会 聞き取り調査報告 関連図整理 等
第13回	7月第4週	総括、確認